

令和5年度

全国地域生活定着支援人材養成研修 共通科目ーコンプライアンス

地域生活定着支援センター相談員が 知っておくべき法的視点

弁護士/社会福祉士 青木志帆（明石さざんか法律事務所）

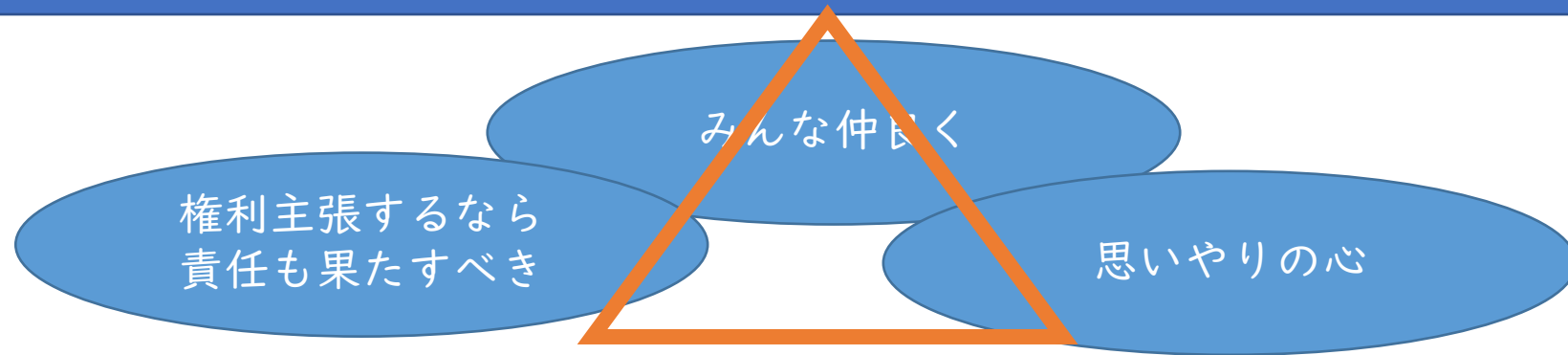
ソーシャルワークの国際定義より

- ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。
- 社会正義、**人権**、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。
- ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。
- この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

人権とは？

- 「ソーシャルワークの中核をなす」と言われている割に、「人権」そのものの教育を受ける機会は少ない。
- 「おもいやり」？「やさしさ」？？「ゆずりあい」？？？
- 刑事司法ソーシャルワークに関係する支援者は、特に人権感覚に敏感になる必要がある。
 - 刑余者＝国家権力、社会から管理の対象になりやすい
 - 日本国憲法の刑事手続上の権利に関する理解
 - 刑事裁判←「法律」と一定程度付き合う必要性

人権とは？



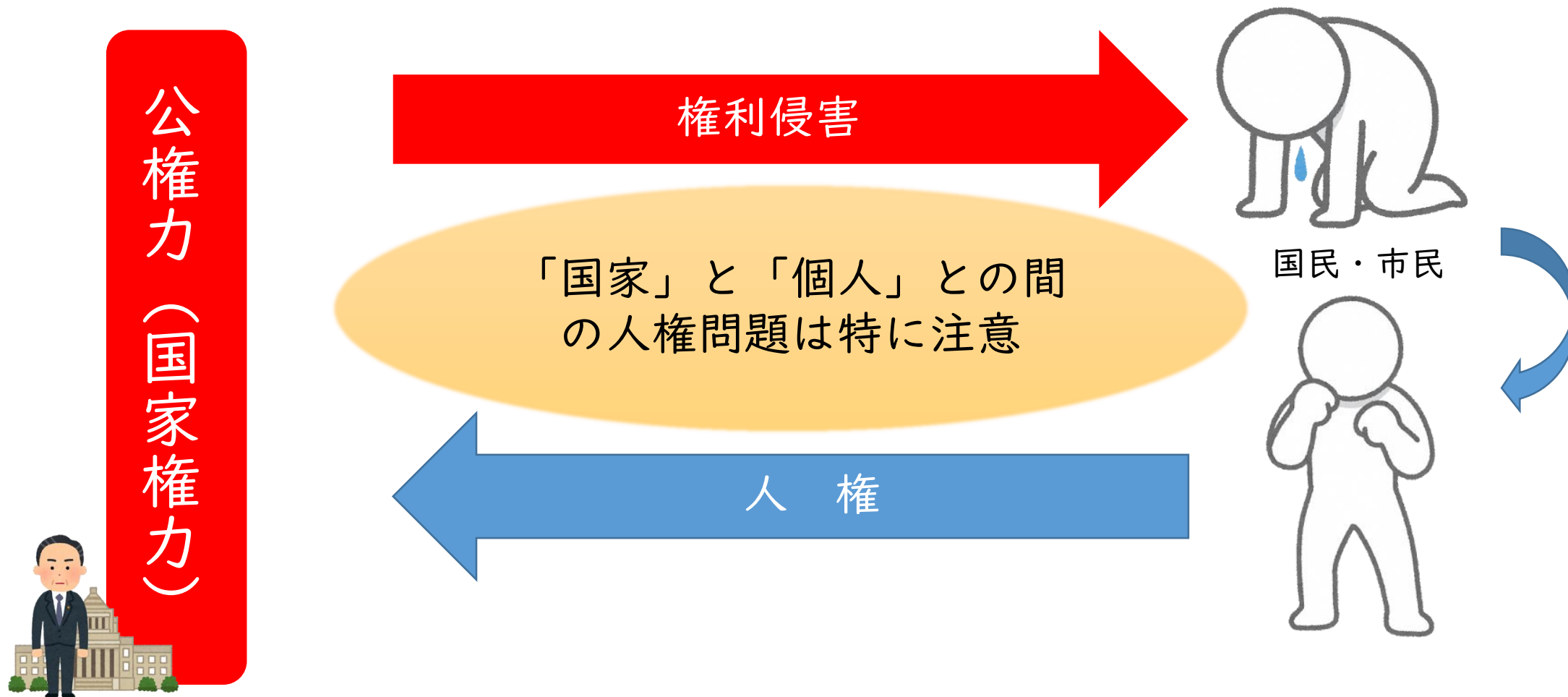
人が、人であることのみを理由として、

生まれながらに有する権利

- 「人であることのみを理由として」：性格が悪くても、他人に迷惑をかけていても、社会のルールを守れなくても…
- 自分がイメージする中で最高に不愉快な人にも等しく保障

日本国憲法が定める人権

《もともと人権とは・・・》



ないがしろにされがちな人権

《犯罪をしたことにより、人権が**ないがしろにされがち**》

“見守り”がないと不安だから、
施設やグループホームに入ってもらおう



居住・移転の自由
自己決定権

過去に犯罪をしたような人に
生活保護の開始決定はできません



生存権

出所者支援の効果測定をするため、
出所者の動向を定期的にモニタリング



プライバシー権

ないがしろにされがちな人権

《犯罪をしたことにより、人権がないがしろにされがち》

□自己決定権

□居住移転の自由

□生存権

□プライバシー権

□刑事手続に関する人権（特に入口支援）

- 恣意的な刑事裁判は、最大の人権侵害である
- 刑事手続の対象になる国民に保障される人権について、あえて憲法で定めて保障している。
- その具体化 = 刑事訴訟法

更生支援と基本的人権

地域生活定着支援センターの仕事とは、
罪に問われた人の 「基本的人権」を守る仕事

意思決定支援
(自己決定権の保障)

個人情報の保護
(プライバシー権の保障)

更生支援と意思決定支援

相性の悪いこの2つにどう折り合いをつけて本人の自己決定権を守るか。

障害のある人の想いと「意思決定支援」

将来のことを考えている知的障害のある人

【本人】

- 一人暮らししたいなあ
- 働きたいなあ
- アイドルのおっかけとかしたいなあ
- 家でずーっとゲームして暮らしたいなあ



【家族・支援者】

- 金銭管理できる制度を利用しなければ
- 一人で生活できないから、施設やグループホームを探さなければ
- 日中活動の場所を探さなければ

障害のある人もない人も同じように自分の将来を自分で決める = 意思決定支援

意思決定支援とは

- 意思決定支援とは・・・

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難である場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

- 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」

(平成29年3月31日)



←掲載サイトURL

意思決定支援のエッセンス

本人の判断能力

- ・ 決めるべきことからの性質に応じて、本人がどの程度の意思決定が可能か、慎重にアセスメントする。

意思決定支援が必要な場面

- ・ ①日常生活における場面：「今日何を食べるか」「何を着るか」「どこへ行くか」
- ・ ②社会生活における場面：「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」「地域社会において他の人々と共生」

人的・物的環境による影響

- ・ 意思決定には、本人に関わる関係者による「人的な影響」や、意思決定の「場」が与える環境的な影響を受ける
- ・ 初めての慣れない場所で意思決定支援が行われても奏功しない。体験利用の活用。

意思決定支援の基本原則

自己決定権の尊重

- ・ 本人の能力に合わせた情報提供の徹底

多様な価値観への寛容さ

- ・ 職員の価値観では不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しない限りその選択は尊重される

本人意思の追求

- ・ 本人意思の理解がどうしても困難な場合でも、職員の価値観によることなく、本人の意思を推定する努力を最後まで継続する

罪に問われた障害者の更生支援と意思決定支援

非常に相性が悪い

与えられている条件が厳しい

- 施設の体験利用って・・・
- 良好な関係性を構築できる時間的余裕
- 「刑務所」「留置施設」という非日常
- 限られた情報提供の手段
- 厳しい時間制限

でも

「本当はこうあるべき」を大切に

「本来のあるべき支援」を常に意識

- 社会に出た後、機会があれば軌道修正
- 前科を考慮しすぎない意思決定支援
- 「何かあったら困る」との闘い
- 「本来のあるべき支援」を頭に留めておくと、支援の細部が変わる

更生支援と個人情報保護

地域とつなぐアセスメントの基本としての個人情報保護

【事例】和子さんの場合

和子さんは、万引き（窃盗罪）で服役中の70歳の女性である。子どもが独立し、ひとり暮らしを始めて数年したところで、様子がおかしくなってきた。コンビニやスーパーで、総菜をエコバッグに詰め、会計をせずに店を出てしまうことが続くようになったのだ。

これまで、店舗から警察に何度か通報されており、**微罪処分を2回、罰金刑を1回、懲役1年6カ月（執行猶予3年）、そして最後に懲役1年の実刑判決となり**服役した。

さて、和子さんがもともと住んでいたA市への帰住を模索するにあたり、県定着からA市地域包括支援センターに対し、支援の要請をした。この時、県定着は和子さんの前科前歴情報についても必要と考え、刑務所から受け取った前科前歴情報一覧をA市地域包括支援センターへ送った。

個人情報なぜ守らなければならないか

プライバシー権 = 自己情報コントロール権

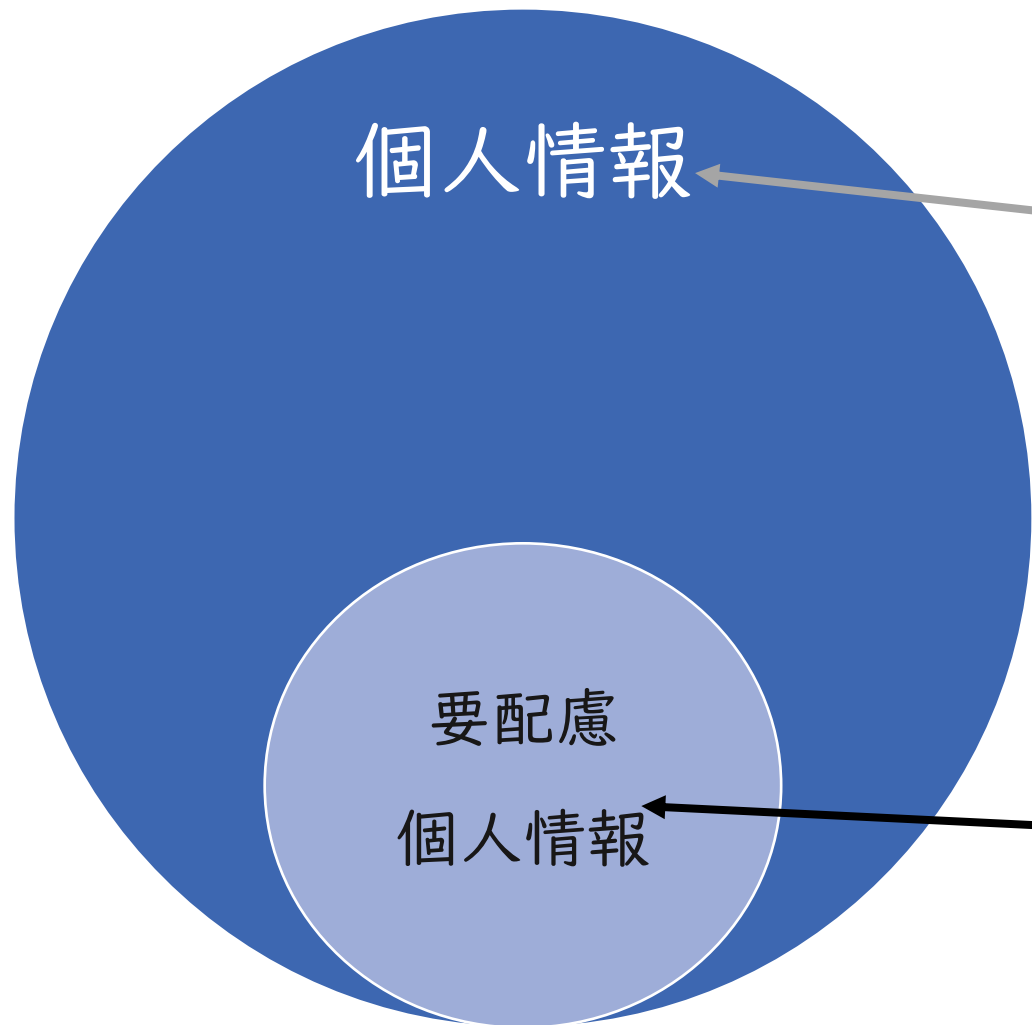
自分の情報がどこにどのように出回っているか、自分でコントロールする権利

人権保障活動の中核

多機関連携でつまづくとき、「個人情報」がネックになることが多い
「個人情報」を提供しすぎて連携先の機関・人物が困惑する。
必要な情報なのに、「個人情報保護」を理由に提供を拒否される。
共有してもよい機関、共有してもよい人物は誰か

対人援助のアセスメントの中核

個人情報保護のルール



個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

《ルール》

- 利用目的の特定・表示・通知
- 取得：不正な手段で取得してはならない
- 目的外利用：原則本人同意が必要
- 第三者提供：原則本人同意が必要

要配慮個人情報：人種、信条、**病歴**、**犯罪の経歴**等その他**本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように**その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

《ルール》

- 取得：**原則本人同意が必要**
- 目的外利用：原則本人同意が必要
- 第三者提供：原則本人同意＋オプトアウト×

【参考】本人同意がない場合の情報共有

個人情報を第三者に提供できる場面

要配慮個人情報を

第三者から受け取ってもよい場面

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国・地方公共団体・**その委託を受けた者**が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、**本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある**とき。

※本人が、前科前歴の共有を強固に嫌がっていたとしても、帰住先の支援機関に**必要最小限の**前科前歴情報を共有することは許されると考えられる。

更生支援と個人情報保護

当事者の知らないところで流れていないか

- ・ 「どのような情報を」「誰と」共有するか、可能な限り本人のコントロールが及ぶような同意を心掛ける

「犯歴情報」という、究極の要配慮個人情報

- ・ 不用意に拡散されると差別・偏見にさらされ、地域からの排除につながりかねない
- ・ 一度知られると、取り返しがつかない

自治体が預かる情報も要配慮個人情報

- ・ 自治体が保有している支援情報も、障害や疾病に関する情報を含む要配慮個人情報
- ・ セキュリティの固い情報の円滑な共有のため、相手の立場も慮った根拠と説得が必要になる場面がありうる

【事例】和子さんの場合

《問題意識》

- 前科前歴情報を地域包括支援センターへ共有することにつき、本人へ説明し、了解を得る努力をしたか。
- 前科前歴情報すべてをごっそり伝える必要があるのか
前科前歴一覧を送付する必要があるのか
「万引きをくり返して刑務所で服役したおばあちゃん」という範囲で足りるのではないか
- 包括からさらに広げて、ケアマネージャーまで伝える必要があるか
- 通所先の福祉施設まで伝える必要があるか

刑事司法ソーシャルワークと「法」

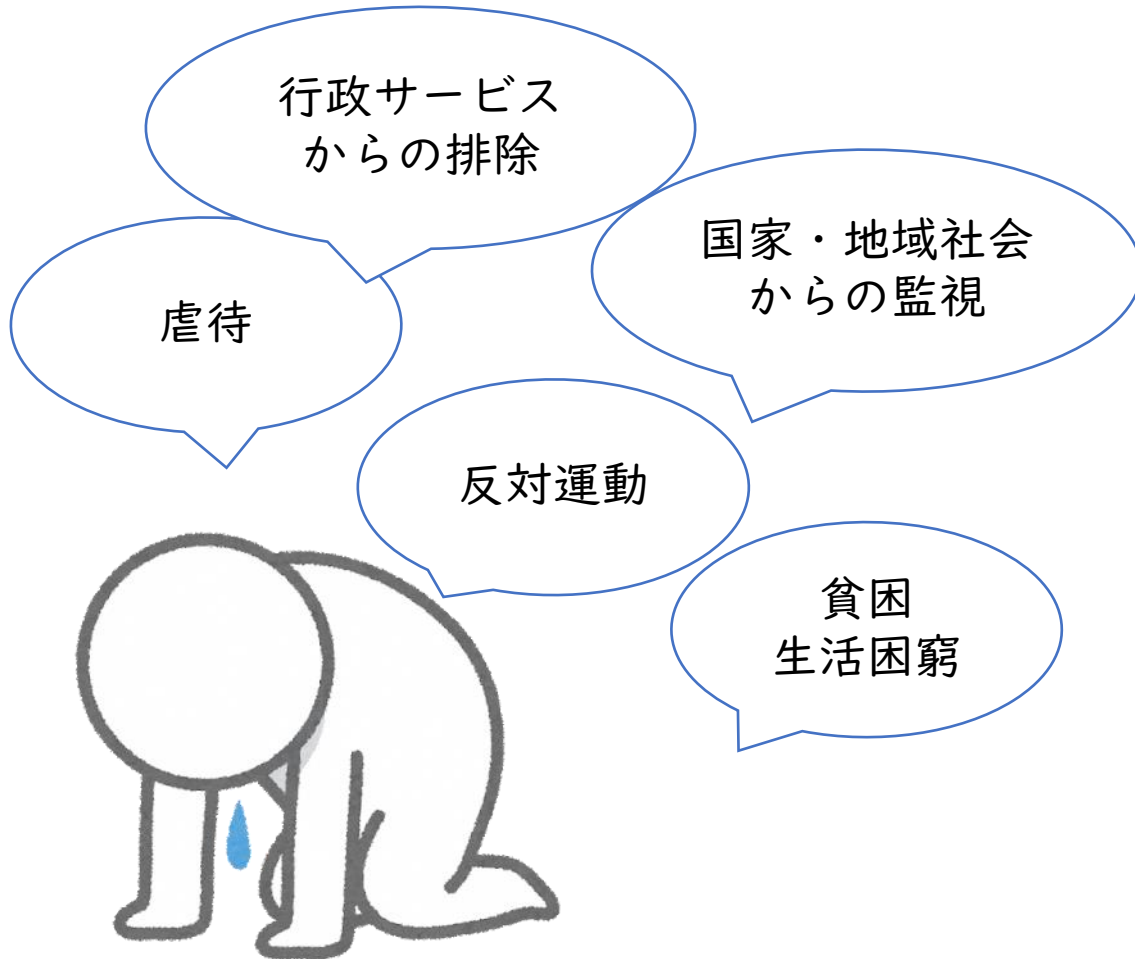
「法」に縛られる分野だから、「法」を知り、活用する

刑事司法ソーシャルワークと「法」

刑務所から出所する人→さまざまな抑圧を受けやすい
抑圧から抵抗する手段として、「法」を知る

《今回紹介した法律のほかにも…》

- 実家に帰れば家族から虐待にあうかもしれない
- 実家に帰れば、家族を虐待してしまうかもしれない
→障害者/高齢者虐待防止法
DV防止法
- 障害福祉サービスや生活保護の利用でうまくいかない
→行政不服審査法による審査請求手続
- 貧困・生活困窮
→多重債務の法的整理
- 刑事裁判手続中の人の支援（入口支援）
→憲法31条～39条
刑事訴訟法



法律を味方につけるために



《自ら法律を知る》

相談支援の処「法」箋 福祉と法の連携でひらく10のケース
青木志帆/著 現代書館 (2021.6)



伊藤真ファーストトラックシリーズ1 憲法

伊藤真/著 弘文堂 (2014.6)

※入口支援に興味がある人は、刑事訴訟法も勉強するとよい。

《法律家と連携する》

各都道府県弁護士会

高齢者・障害者委員会/刑事弁護委員会/刑事拘禁委員会 等